

令和6年第3回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

令和6年9月3日(火) 開会

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	辰己 秀雄		
住 民 生 活 部 長	吉田 一弘	事 業 部 長	廣瀬 好郁
教 育 次 長	富士 青美		
総 合 政 策 課 長	増田 篤人	安 全 安 心 課 長	吉田 貴史
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	吉田 彰宏
子ども家庭推進室課長	藤岡 征章	健康福祉推進室課長	井上 育久
事 業 課 長	池田 佳永	会 計 室 長	西田 淳二

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議会事務局リーダー	吉岡 さとこ
-------------	-------	-----------	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について）
- 第 6 議案第 1 号 安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第 2 号 安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 議案第 3 号 安堵町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 4 号 安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 5 号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について
- 第11 議案第 6 号 令和6年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について
- 第12 議案第 7 号 令和6年度奈良県共同調達したパソコン等の購入契約の締結について
- 第13 議案第 8 号 町道路線の廃止について
- 第14 議案第 9 号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について
- 第15 議案第10号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
- 第16 議案第11号 奈良広域水質検査センター組合の解散について
- 第17 議案第12号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について
- 第18 議案第13号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について
- 第19 認定第 1 号 令和5年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第 2 号 令和5年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第 3 号 令和5年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定第 4 号 令和5年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定第 5 号 令和5年度安堵町水道事業会計決算の認定について

第24 認定第 6号 令和5年度安堵町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定
について

第25 報告第 2号 令和5年度決算に係る健全化判断比率報告書について

第26 報告第 3号 令和5年度決算に係る資金不足比率報告書について

開 会

午前 10 時 00 分

議長（森田 瞳） 只今から令和 6 年第 3 回安堵町議会定例会を開会をいたします。

出席議員 9 名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これから本日の会議を開きます。

はじめに、西本町長、開会にあたり御挨拶、頂戴いたします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

ちょっと待ってください。ちょっとごめんなさい。

教育長（辰己秀雄） はい。

議長（森田 瞳） はい。ほんだら教育長どうぞ。

教育長（辰己秀雄） 教育推進課長 吉田課長の方、体調不良のため本日、欠席をさせていただきます。

議長（森田 瞳） もういっぺん、ちょっと言うてください。

教育長（辰己秀雄） 教育推進課長の方、吉田の方、本日、体調不良のため欠席をさせていただきます。

議長（森田 瞳） はい。

町長すいません。そしたら、西本町長よろしくお願いいたします。

町長（西本安博） はい。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

町長（西本安博） それでは、定例会にあたりましての挨拶をさせていただきます。

過去最強クラスとされる台風１０号は、各地で大きな被害をもたらしております。不幸にも犠牲になられた方や、被災された方々には心からお悔やみを申し上げたいと思います。

台風等の自然災害には、町といたしましても、日頃から災害に対する準備を怠ることなく、住民の安全安心のため、万全の体制で臨みたいと考えているところでございます。議員の皆様におかれましても、御協力のほどよろしくお願いいたします。

加えて、今月１日に開催を予定しておりました「敬老のつどい」につきましては、図らずも中止をさせていただいたところでございます。

そのような折ではございますが、令和６年第３回安堵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員におかれましては公私ともお忙しい中、御出席を賜り、ありがとうございます。

それでは本日提案させていただく案件でございます。議案が１３件、報告案件が３件、令和５年度決算関係の認定案件が６件の合計２２件でございます。

議員の皆様にご審議いただく前に、各案件の概略を説明させていただきます。

まず、報告第１号「専決処分の承認を求めることについて」でございます。こども園北館屋根改修工事等及び役場庁舎屋根防水工事に伴う設計監理費の補正予算につきまして、令和６年７月１日に専決させていただきましたことを報告するものでございます。

次に、議案第１号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございます。委員の任期満了に伴い、同委員を引き続き任命をいたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第２号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。こちらも委員の任期満了に伴い、同委員を引き続き同職に推薦を行いた

く、議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第 3 号「安堵町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」でございます。令和 11 年 3 月 31 日までの第 2 期奈良県未来投資促進計画が作成されたことに伴い、当町におきましても、さらなる企業立地を促進するために、固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第 4 号「安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」でございます。令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法等の関連法令の改正により、国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 5 号「令和 6 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 4 号）について」でございます。総額 2 億 7,756 万 2,000 円の補正額でございますが、主な内容といたしましては、免許返納者に対する ICOC A 乗車券補助件数の増に伴う予算不足への補正、集会所解体に伴う工事費の増に伴う予算不足への補正、財政調整基金等への積立金、予算の増額補正等でございます。

次に、議案第 6 号「令和 6 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 1 号）について」でございます。令和 5 年度決算による実績精算に伴う補正予算でございます。

次に、議案第 7 号「令和 6 年度奈良県共同調達したパソコン等の購入契約の締結について」でございます。予定価格が 700 万円を超えており、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に該当するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 8 号「町道路線の廃止について」でございます。ごみ中継施設の建設にあたり、まほろば環境衛生組合の整備計画が整ったことから、不要となりました路線を廃止するものでございます。

次に、議案第 9 号「奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について」でございます。現行の被保険者証が令和 6 年 12 月 2 日に廃止となることから、被保険者証の文言を消除する等の規約変更を奈良県後期高齢者医療広域連合で行うにあたり、関係市町村の協議を求めるものでございます。

次に、関連案件といたしまして、議案第 10 号から議案第 13 号につきましては、奈良広域水質検査センター組合を解散し、奈良県広域水道企業団を設立することに関し、議会の議決を求めるものでございます。

次に、認定第１号から認定第６号につきましては、各会計におきまして、令和５年度決算を認定いただくものでございます。

次に、報告第２号「令和５年度決算に係る健全化判断比率報告書について」でございます。健全化判断比率につきまして御報告をさせていただくものでございます。

次に、報告第３号「令和５年度決算に係る資金不足比率報告書について」でございます。資金不足比率につきまして御報告をさせていただくものでございます。

以上、簡単に説明を行いましたが、詳細はその都度担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） それでは、お手元の議事日程に従い進めてまいります。

日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第１２０条の規定により、７番 山岡敏議員、８番 増井敬史議員を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第２「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から１９日までの１７日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から１９日までの１７日間とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第３「諸般の報告」を行います。

3 件の議会報告がございます。

まず 1 件目。7 月 5 日金曜日に開催いたしました「遊水地底面利活用特別委員会」について、近藤委員長から報告を願います。

遊水地底面利活用特別委員会委員長（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤委員長。

（近藤遊水地底面利活用特別委員会委員長 登壇）

遊水地底面利活用特別委員会委員長（近藤晃一） それでは先般、開催いたしました遊水地の底面利活用特別委員会の報告をさせていただきます。

遊水地底面利活用特別委員会報告書。本委員会を開催しましたので、別紙のとおり会議規則第 71 条の規定により報告します。

調査事項、大和川窪田遊水地の底面利活用について

開催日時及び場所、令和 6 年 7 月 5 日金曜日、午後 2 時から、安堵町議会第 2 委員会室で開催いたしました。

出席者、私 近藤、上林副委員長、松田委員、森田裕康委員、福井委員、浅野委員、山岡委員、増井委員、森田瞳委員でございます。議会事務局といたしまして、溝本事務局長、吉岡リーダーの参加をいただいております。

内容につきましては、まず議論前に本委員会と町主体の遊水地底面利活用検討委員会との整理を行いました。

町主体の遊水池底面利活用検討委員会が主体となって取りまとめ、本委員会がその内容について審議するべきであり、遊水池底面利活用検討委員会からの意見の提案待ちとする。

底面利活用の提案については、スポーツ施設、災害対策としてのヘリポートの設置、ラジコンレース場、家族の憩いの場、ジョギングコース、周辺堤を利用した高齢者散歩道や、鉄棒等の健康器具の設置等の意見が出た。

出された意見から、今後委員会を開く時には、それらの活用案に応じた部署を招集することとした。

以上です。

議長（森田 瞳） はい。続きまして 2 件目。7 月 17 日水曜日に行いました「議員派遣」について、子供及び子育て世代対策特別委員会 福井委員長から報告いただきます。

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井委員長。

（福井子供及び子育て世代対策特別委員会委員長 登壇）

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長（福井保夫） おはようございます。4 番 福井です。安堵町議会議員派遣視察研修報告。安堵町議会議員 森田瞳様、子供及び子育て世代対策特別委員会委員長、福井保夫。

安堵町議会議員派遣視察研修を実施しましたので、別紙のとおり会議規則第 71 条の規定により報告します。

1. 目的、安堵町は小学校 1 校、中学校 1 校であり、先進地である王寺町の王寺町立王寺南義務教育学校（分離型）と類似しているため、開校に至るまでの経緯、現状等について、また、王寺北義務教育学校（施設一体型）と王寺南義務教育学校の現地視察を行う。

2. 期日、令和 6 年 7 月 17 日水曜日

3. 場所、王寺町立王寺北義務教育学校、王寺町立王寺南義務教育学校（畠田学舎）

4. 派遣議員、森田議長、浅野副議長、松田議員、近藤議員、森田裕康議員、福井議員、上林議員、山岡議員、増井議員

5. 随行者、富士教育次長、吉田教育推進課長、塩野教育推進課長補佐、溝本議会事務局長、吉岡リーダー

6. 視察内容、王寺北義務教育学校にて、中野教育長、山田理事により義務教育学校開校までの経緯、現状等について説明を受ける。

9 年一貫の義務教育で、前期 1～4 年生（習得期）・中期 5～7 年生（充実期）・後期 8～9 年生（発展期）に分け、子どもたちの心身の発達段階に応じた教育を進めている。

特色ある教育として、グローバル化への対応（英語教育の推進）・「和（やわらぎ）」プロジェクトの推進（ふるさと王寺を愛し誇れる人間の育成）・情報化への対応（プログラミング教育・ICT 活用の推進）・AI を活用した個別最適化学習・異学年交

流で心の教育・豊かな人間性と社会性の育成・５年生から部活動に参加等である。

また、全教職員がつながる指導で９年間の系統的なカリキュラムの作成で指導方法を統一する。

地域とともにある学校として、学校運営協議会（コミュニティースクール）の仕組みづくり、地域人材の活用等にも力を入れている。

２年経過し、４年生がしっかりした行動をとるようになった。５年生から部活動に参加でき色々経験できる。

生徒数は、義務教育学校開校前１，９５６人、現在は２，１９２人で転入が増えている。理由として、教育に力を入れたい、また、住みたい町で常に上位ということも重なっていると思う。

続いて、北義務教育学校内、南義務教育学校（畠田学舎）を見学した。

今後、教育委員・ＰＴＡ・学校等会議を開き、検討していくべきであると思う。是非、お願いしたい。

最後に、義務教育学校開校に総務部長・教育長でかかわった中野教育長のやる気・情熱を感じた。

以上です。

議長、この場でちょっと町長にお願いがありますが、言ってもよろしいですか。

議長（森田 瞳） はい。自席で戻ってください。

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長（福井保夫） はい。

議長（森田 瞳） 報告いただきました。

只今より、子供及び子育て世代対策特別委員 福井委員長より、この報告を受けて福井委員の感想、安堵町に対する意見を申したいということでございますので、聞き及んでください。

どうぞ。

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長（福井保夫） 先ほど、今後、教育委員会・PTA・学校等で会議を開き検討していただきたいという内容を入れました。

是非、教育委員の皆さん、PTAの皆さん、学校関係もひっくるめて、1回視察に行っていていただいて、検討していただきたいと思います。「する」、「せん」を抜きで、まず町内の皆さん方にね、状況を知っていただきたいと思います。

先ほど山田理事、説明いただいた山田理事も元学校の先生でした。最初は反対だったということをおられます。それでも現在はもう、やってよかったなというようなことも聞きました。

そやから是非、町長の方から、まず視察に行くように命令といいますか、指示を出していただきたいと思います。

町長どうでしょうか。

町長（西本安博） はい。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。自席で結構です。

町長（西本安博） はい。今の報告を聞きまして、かなりいい効果が出ているなという感想は、いただいております。これはやはり教育委員会とか、そういう単体じゃなしに、行政総体で取り組むべき問題だと思いますし、今、福井議員の方もそのようにおっしゃったと受けとめております。

機会を見てというか、機会を作って一度研修をさせていただきたい、このように思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長（福井保夫） できるだけ早く、いろんな説明を聞くより先に視察で聞いた方が、わかりやすいと思います。そしてあと検討していただきたいと思います。

私も縁あって、昭和52年に安堵町に来ました。もう次の世代、子どもたちに、いい

ものを残していきたいと。また、いかないといけないと。そんな年齢になってきました。

教育長も５年前に、最初に教育長になられた時に、かなりのやる気と、いろんなものを感じました。ここでちょっとリーダーシップをとっていただいて、早く視察に行って、今後の検討をしていただきたいと思います。

まだまだ子供子育てに関して、私どもも色々頑張って、ちょっとでも、よくしていきたいという気持ちはありますので、是非お願いしたいと思います。

以上です。

議長（森田 瞳） はい。

続きまして３件目。８月７日水曜日に行っていただきました「議員派遣」について、近藤議員から報告願います。

（近藤議員 登壇）

２番（近藤晃一） はい。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

２番（近藤晃一） それでは議員派遣といたしまして私が出席いたしましたので報告をさせていただきます。

議員派遣報告書。安堵町議会議員派遣を実施しましたので、別紙のとおり会議規則第７１条の規定により報告します。

- １．目的、発酵による町おこしの為の専門家へのヒアリング。
- ２．開催日時及び場所、令和６年８月７日水曜日、午後１時から、東京都渋谷区神宮前５－３７－７ 小泉研究所にてヒアリングをさせていただきました。
- ３．調査内容でございます。発酵による町おこしのため、小泉研究所 小泉武夫氏、特別非営利活動法人発酵文化推進機構理事 水野喜法氏、特別非営利活動法人発酵文化推進機構特別研究員 鎌田良氏、の３氏から詳細な説明を受けました。

小泉武夫氏は著名な発酵学者であり、東京農業大学名誉教授、鹿児島大学をはじめ５つの大学で客員教授として教鞭をとる傍ら、ＮＰＯ法人 発酵文化推進機構理事長として「全国発酵のまちづくりネットワーク協議会」を主催され、県及び市町村が多

数参加されています。

町おこしの具体例は、酒・味噌・納豆等もともと地元が取り組んできた発酵食品を基本に発展させる方法が一般的であり、一から町おこしの目玉づくりは難しいと思われるが、安堵町が農村地帯であるならば、生ごみ堆肥に取り組み環境問題とリンクさせることも有意義であるとの意見であった。「環境問題としての堆肥の製造―町内にて特産品の原料の生産（米、大豆等）―発酵の特産品」とした地域内循環の仕組みを作れば全国初の取組となり、国の補助金対象の可能性も高いと教示された。

発酵による町おこしの成功事例としては千葉県神崎町が有名で、人口5,000人の町の催しでは5,800人が来られ、年間120万人の来町者がある。近隣では滋賀県高島市を挙げておられた。

以上です。

議長（森田 瞳） 只今の近藤議員の報告について、後ほど町長からも行政報告がございます。

以上で諸般の報告を終わります。

議長（森田 瞳） 日程第4「行政報告」を行います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） それでは、私から5件の報告を今回は、させていただきたいと思っております。まず、第57回全国自治協会海外地方行政調査についてでございます。これは調査報告書がまとまりましたので今、改めて報告をさせていただきます。

令和6年5月11日から17日までの7日間、第57回全国自治協会海外地方行政調査で、フランスとドイツの2か国を訪問し、子育て政策、社会保障政策、環境エネルギー政策、DX政策などの調査を行いましたので、ここに報告をいたします。

最初に訪問したフランスでは、ヴィル＝ダヴレー市を訪れ、子育て支援政策について視察し、市長から子育て施策の説明を受けるとともに、託児所を見学いたしました。関係職員から様々な報告を受け、親子に対し、きめ細やかな配慮がなされていることが印象的でした。

また、日本医師会総合政策研究機構、フランス駐在研究員の奥田七峰子先生からフランスの医療制度について説明を受け、意見交換を行いました。日本とフランスの医療制度は国民皆保険制度等、類似する部分もございますが、特に在宅入院など特徴ある制度は地域包括ケアシステムを推進する日本の町村にとっても大いに参考となるものでございました。

次に訪れたドイツでは、アルスドルフにある次世代のエネルギー転換についての展示を行っている博物館のエネジティコンを訪問し、石炭を主力エネルギーとする時代から、再生化のエネルギーへの転換に至る現在までの変遷について視察を行いました。博物館内の展示はもちろん、視察道中のいたるところに風力発電のための風車が設置されており、ドイツの再生可能エネルギーへの関心の高さがうかがえました。

さらに、アーヘン工科大学を訪問し、デジタル都市形成について講義を受けるとともに、小規模市町村が一体となってプロジェクトに参画する例を聴取し、我々町村がデジタル化を進める上での手がかりを得たような感じでございました。

今回の調査では、各国の先進的かつ多角的な取組に触れることができ、参加者がそれぞれ町村に持ち帰って政策を進める上で、きっかけを掴む機会を得られたことが大きな成果であると考えております。

視察期間中に御協力いただいた各国の受け入れ自治体施設等の関係者の方々に深く感謝を申し上げます。

次に、まほろば環境衛生組合の可燃ごみ中継施設建設工事に係る起工式の開催でございます。

令和6年8月8日に、まほろば環境衛生組合の可燃ごみ中継施設の安全祈願祭及び起工式が、建設予定地である安堵町環境美化センター跡地で執り行われました。当日は起工式に先立ち、施工業者主催の安全祈願祭が行われ、組合正副管理者、組合議員、地元の笠目区長・窪田区長、近畿地方整備局の大和川河川事務所長、管理業者などの関係者40人が出席し、工事の安全と可燃ごみ中継施設の竣工の無事を祈願いたしました。続けて組合主催の起工式を開催し、組合管理者として祝辞を述べました。また、来賓の、組合議会議長として議長と、近畿整備局大和川河川事務所長からの御祝辞もいただきました。

なお、可燃ごみ中継施設の建設工事は令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までを予定しているところでございます。

ちなみに、可燃ごみ中継施設の概要でございますが、敷地面積はおよそ 9,800 平米。建設面積は 1,700 平米。延床面積はおよそ 1,900 平米でございます。建築構造は鉄骨造で、処理能力は可燃ごみ日量 90 トン、容器包装プラスチックは日量 5.1 トンでございます。積み替え方式は段差直接投入方式で、建設工事費は 15 億 3,450 万円でございます。

次に、第 13 回安堵町ふれあい盆踊り大会についてでございます。

安堵町の夏の風物詩である第 13 回安堵町ふれあい盆踊り大会が令和 6 年 8 月 18 日日曜日に盛大に開催されました。今回は、来年 4 月より開催される大阪・関西万博のオフィシャルテーマソングである「この地球（ほし）の続きを」の盆踊りで会場は大いに盛り上がったところでございます。当日は約 4,000 人の方々が来場され、盆踊りの他、和太鼓演奏、空手、キッズダンス等のイベントや、屋台が出店され、フィナーレには花火が打ち上げられ、会場は大いににぎわったところでございます。

続きまして、第 30 回奈良県消防操法大会についてを御報告いたします。

令和 6 年 8 月 24 日土曜日に開催されました第 30 回奈良県消防操法大会へ当町の 5 名の選手が、生駒南支部を代表して小型ポンプ操法に出場し、2 位、準優勝の成績を収めました。選手は 5 月 7 日から 8 月 23 日まで延べ 4 か月間に渡り合計 41 回の訓練を重ねてまいりました。教官をはじめ、消防団員並びに職員の皆様方の御協力をいただき無事終了し、よい成績を上げられたこと本当にありがたく感じているところでございます。

そして最後になりますが、農による地域経済の活性化ということでございます。このベースになっておりますのは、全国町村会においての研修会が 1 月下旬に東京で開かれ、私も奈良県の代表として出席をいたしました。その中身についてでございます。農による地域経済の活性化についての調査を行いました。そのことについて報告をいたします。

調査内容といたしましては、先ほど近藤議員もおっしゃいましたとおり、発酵食品を基盤とした地域の活性化の権威であります、東京農業大学名誉教授の小泉武夫先生を訪問し、意見交換を行ったところでございます。近年は特に健康志向が強く、自然食品が好まれております。例えば、長野県は世界的にもトップクラスの長寿県です。理由の一つに、長野県の日常的な食事には野菜や発酵食品が多く含まれており、健康増進効果が影響していると考えられております。長野県は内陸型気候で、冷涼で雨が

少なく発酵に適しているからです。保存性が高まるだけでなく、旨味が増すということも一因でございます。

若干、私の私的な話になりますが御辛抱願いたいと思います。話は変わりますが、今年３月に城崎温泉に家族と旅行に出かけました。駅前の商店街にはカニや魚介類を販売する店が並んでいますが、なぜか長い行列のできている店がございました。近寄ってみますと発酵パンのお店です。私も行列に入り、ようやくパンを買うことができました。あんパンですが、あんが発酵によるもので大変美味しかったと記憶しております。その時から、これは安堵町でもできないかと考えていたところでございます。

そこで、農業振興によるまちづくりに造詣が深い近藤議員に、このお話をしたところ、快く一緒に研究しましょうということになったところでございます。

この度、小泉先生にお会いができることになり、先生からいろんなお話をいただきました。近藤議員のお話にもございましたが、安堵町は町域も小さいことから、いきなり大規模なことは無理でしょうと。まずは、土づくりを行ってはどうか。つまり、議員が先ほど申されましたとおり堆肥づくり、次に原料生産と発酵による特産品、例えばパンでもいいじゃないですか。ということで特産品づくりという仕組み作りをすることで、いわゆるオール安堵にすれば全国初となる事例であります。町としても、この仕組みについては検討を行い、農業振興によるまちづくりへと進めてまいりたい。このように考えております。

議員の皆様方も御指導御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 教育長、どうですか。

教育長（辰己秀雄） はい。

議長（森田 瞳） はい。教育長。

（辰己教育長 登壇）

教育長（辰己秀雄） おはようございます。教育委員会 辰己でございます。教育委員会関係の行政報告をさせていただきます。

教育委員会所管事務について、６月の議会で御報告させていただいた以降の新たな

事項について報告をさせていただきます。

まず、町立学校において、1学期の教育課程の執行を終え7月20日より8月末まで夏季休業、そして9月2日、昨日月曜日より2学期の始業を迎えております。なお、こども園については3歳から5歳児の1号認定の園児は7月20日から8月20日までの夏休みがあり、その他の園児は順調に通常の保育活動を遂行しております。

次に、7月29日月曜日の午後、国指定の重要文化財 中家の主屋の延焼火災があって、翌日、消防・警察・所有者による現場検証が行われ、国・文化庁・防災センター・県文化財課・町教育委員会が立ち会いました。また、8月2日から4日に専門技術を有する県文化財課と県文化財保存事務所により、主屋の燃え残りの茅降ろし、雨に備えてシート養生作業等、応急措置が行われました。さらに、8月16日から17日にかけて、台風や火災等の2次被害に備えて、所有者が依頼された茅等不要物の処理業者による搬出・撤去作業を終えました。この間、安堵町からの調整により、天理クリーンセンターが、その受け入れに協力いただくことができました。

今後は、文化庁重要文化財審議会等での、所有者の意向も含めて対応計画が示される予定であり、町として文化財保護の観点からどのような支援ができるのか、具体的な計画が示された時点で議会にも報告させていただく予定です。

次に、教育委員会が所管しております社会教育関係ですが、7月22日から27日に水泳教室を実施し、水泳の苦手な小学生も多数参加があり、着衣水泳の体験も加えて、専門の講師から指導を受けました。

また、スポーツ協会主催の秋季大会が9月1日は台風のため中止になりましたが、10月4日、7日にかけて競技ごとに開催を予定しております。

今後におきましても、町立学校及びこども園の諸行事の実施、社会教育事業等、円滑な運営に努めてまいりたいと考えており、以上、教育委員会関係の御報告とさせていただきます。

議長（森田 瞳） これで、行政報告を終えます。

議長（森田 瞳） 日程第5 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 改めまして、おはようございます。総合政策課 増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。報告第１号「専決処分の承認を求めることについて（令和６年度安堵町一般会計補正予算（補正第３号）について）」、説明させていただきます。

本補正につきましては、役場庁舎の防水工事につきまして、入札執行に当たり設計業務が必要となり、また、工事の技術的な支援のため施工管理業務が必要となったため、補正予算を計上するものでございます。

また、こども園北館屋根改修工事につきまして、照明器具のＬＥＤ化や、その他の工事について、まとめて改修工事を行うにあたり、設計監理業務が必要となったため、先ほどの工事と同様、補正予算を計上するものでございます。

専決理由といたしまして、二つの補正予算ともに、設計監理に係る積算見積もりに時間を要したこと、また、年度内に工事を完成させるにあたり、早急に事務手続きを進める必要があったため、令和６年７月１日に専決処分をさせていただきましたので、議会に報告するものでございます。

それでは、補正予算書９ページ、１０ページ、歳出を御覧ください。

２款 総務費、１項 総務管理費、２目 財産管理費におきまして、調査及び設計費として２２０万円の増額。

３款 民生費、２項 児童福祉費、３目 こども園費におきまして、設計監理業務として４０７万円の増額でございます。

戻っていただきまして７ページ、８ページをお願いいたします。歳入でございます。

１８款 繰入金、１項 基金繰入金、１目 基金繰入金におきまして、財政調整基金６２７万円を増額して、これを当該事業に充てさせていただきます。

以上でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

報告第１号 専決処分の承認を求めることについて（令和６年度安堵町一般会計補正予算（補正第３号）について）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、令和６年度安堵町一般会計補正予算（補正第３号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和６年９月３日報告、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、令和６年度安堵町一般会計補正予算（補正第３号）を別紙のとおり専決処分する。

令和６年７月１日専決、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書の１ページをお願いいたします。

令和６年度安堵町一般会計補正予算（補正第３号）

令和６年度安堵町一般会計補正予算（補正第３号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６２７万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４２億９，０６８万８，０００円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和６年７月１日専決、安堵町長 西本安博。

次の２ページをお願いいたします。

議長（森田 瞳） 課長。

総合政策課長（増田篤人） はい。

議長（森田 瞳） 先ほど事項別明細書の中で説明していただきましたので、これで結構です。

総合政策課長（増田篤人） はい。では、以上でございます。御審議、御承認のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより、報告第１号を採決します。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

報告第１号は、原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第６ 議案第１号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。議案第１号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

本町教育委員会委員４名のうち、大谷佳代子委員が令和６年９月３０日をもって任期満了となりますが、お手元の略歴に記載していますように、教育関係の識見を有し、ＰＴＡ等の保護者活動で豊かな経験をお持ちであり、人格高潔な人物でおられます。

引き続き、同氏を同職に任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

それでは議案書を朗読いたします。

下記の者を安堵町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

[illegible]

生年月日 ■■■■■■■■■■生（■■歳）

なお、次の任期は令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間でございます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

討論を省略し、これより、議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議案第 1 号は、同意することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第 7 議案第 2 号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求める
ことについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。議案第2号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

本町人権擁護委員3名のうち、富井忠雄委員が、令和6年12月31日をもって任期満了となります。お手元の略歴に記載していますように、同氏は人権擁護について深く理解し、奈良県人権擁護委員協議会では、高齢者・障害者等教育関係の委員会に所属され、積極的に活躍されています。

人格高潔な人物でおられます同氏を引き続き人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第2号 安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年9月3日提出、安堵町長 西本安博。

住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏名 富井忠雄

生年月日 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■生（■■歳）です。

なお、次の任期は令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間でございます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） はい。これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

討論を省略し、これより、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

人権擁護委員の推薦について、適任とすることに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 全員です。お座りください。

議案第2号は、適任とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第8 議案第3号「安堵町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長（勝井 顯） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。勝井税務課長。

（勝井税務課長 登壇）

税務課長（勝井 顯） 改めて、おはようございます。税務課の勝井でございます。よろしくをお願いいたします。議案第3号「安堵町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」を説明させていただきます。

第2期奈良県未来投資促進計画が、令和6年4月1日に国の同意を受けたことにより、計画期間の満了である令和11年3月31日までに、事業者が基本計画に即して作成し、知事の許可を得た「地域経済牽引事業計画」に基づいて設備投資を行うことに対して、市町村が税制優遇制度等を活用するための条例を制定することが推奨されておりますので、さらなる企業立地のため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、地方税法第6条第1項の規定による固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めるものでございます。

主な制定内容でございますが、課税免除の対象施設は、家屋もしくは構築物またはこれらの敷地である土地。土地に対しては制限がございまして、対象期間に取得したものに限り、かつ土地については、その取得日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋または構築物の建設等の着手があった場合における当該土地に限られております。

課税免除の期間は、新たに課税することになった年度から３年度分となっております。

それでは議案１ページの本文をお願いいたします。

第１条は、趣旨を規定しております。

第２条は、定義を規定しております。

第３条第１項は、課税免除の要件を。２ページをお願いいたします。同条第２項は、課税免除の期間を規定しております。

第４条は、課税免除の申請を規定しております。

第５条は、課税免除の取り消しを規定しております。

３ページをお願いいたします。第６条は、課税免除の承継を規定しております。

第７条は、委任を規定しております。

なお、本条例の施行期日は公布の日でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第３号 安堵町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

安堵町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和６年９月３日提出、安堵町長 西本安博。

次のページからの本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第3号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 賛成、全員です。お座りください。

議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第9 議案第4号「安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田住民課長。

（吉田住民課長 登壇）

住民課長（吉田彰宏） 改めまして、おはようございます。住民課の吉田です。よろしくお願いします。それでは、議案第4号「安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を説明させていただきます。

本改正につきましては、令和5年に公布された番号法等一部改正法（令和5年法律

第48号)により、本年、令和6年12月2日から、被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法等の関連法令の改正により、安堵町国民健康保険条例を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、罰則規定の中で、被保険者証の返還義務につきまして、「被保険者証の廃止に伴いまして」の文言を削除し、併せて過料額についても「2万円」から「10万円」に引き上げの改正を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、令和6年12月2日とさせていただきます。

詳細につきましては、議案書2ページの新旧対照表をお願いいたします。

現行、第15条につきましては、条ずれにより、第9項を第5項とし、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」にし、過料額につきましても「2万円」を「10万円」に引き上げの改正を行うものでございます。

第16条につきましても、過料額を「2万円」から「10万円」に引き上げの改正を行うものでございます。

それでは、戻っていただきまして、議案書を朗読させていただきます。

議案第4号 安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年9月3日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第10 議案第5号「令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。議案第5号「令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について」、説明させていただきます。

本補正につきましては、はじめに14ページ15ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款 総務費につきましては、1項 総務管理費、1目 一般管理費で、免許返納者に対する補助制度について、I C O C A乗車券補助へ変更となったことから、申請者が想定以上となり、予算が不足する見込みとなったため15万円の増額補正。同款、同項、2目 財産管理費につきましては、旧隣保館解体工事への起債が可能になったことによる財源更正でございます。次に、同款、2項 徴税費で、住民税法人税分の還付金について予算に不足が生じることから84万5,000円を増額補正いたしま

す。

3款 民生費、1項 社会福祉費、7目 介護保険事業費で、令和5年度介護保険特別会計（保険事業勘定）における低所得者介護保険料軽減負担金の実績確定による追加交付が生じたため36万8,000円の増額補正。同款、2項 児童福祉費、3目 こども園費は、こども園改修工事の起債が可能になったことによる財源更正でございます。

続きまして16ページ、17ページをお願いいたします。4款 衛生費、2項 清掃費、1目 塵芥処理費につきましては、山辺・県北西部広域環境衛生組合への負担金に充当する起債で、有利な起債への振り替えが可能になったこと、及び、まほろば環境衛生組合の廃棄物中継施設並びに管理事務所に係る町有地使用料について、財源として充当したための財源更正でございます。

8款 消防費につきましては、1項 消防費、1目 非常備消防費で、急遽消防団員が退職したことによる、退職報償金に係る予算が不足するため20万円を増額補正いたします。

9款 教育費につきましては、5項 社会教育費、1目 社会教育総務費で、安堵町同和対策集会所の解体工事が、物価高騰等による増額のため127万6,000円を増額補正及び財源として起債が可能になったことによる財源更正を行います。

12款 諸支出金につきましては、前年度決算余剰金について、財政調整基金に2億1,672万3,000円、教育・文化振興基金に1,800万円、公共施設等基金に4,000万円、それぞれ積み立て予算を増額いたします。

次に、歳入でございます。8ページ、9ページをお願いいたします。

1款 町税、2項 固定資産税、1目 固定資産税につきましては、固定資産税の収入額が増額する見込みであることから1,533万9,000円を増額補正。

9款 地方特例交付金、1項 地方特例交付金、1目 地方特例交付金につきましては、定額減税等の税込減税分の補填として139万5,000円を増額補正を行います。

10款 地方交付税、1項 地方交付税、1目 地方交付税につきましては、地方交付税を算定した結果1億5,782万6,000円の減額補正となります。令和5年度に法人税で修正申告による臨時的な税込がなかったことが大きく影響しております。

13款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 総務使用料につきましては、まほろば環境衛生組合廃棄物中継施設及び管理事務所に係る町有地使用料について、8月より建設工事が着手され、町有地使用料が発生することから302万3,000円の

増額補正でございます。

続きまして、14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費国庫負担金につきましては、民生費の歳出補正の低所得者介護保険料軽減繰出金に対する、国庫財源として24万5,000円の増額補正。

次に10ページ、11ページをお願いいたします。15款 県支出金、1項 県負担金、1目 民生費県負担金につきましては、民生費の歳出補正の低所得者介護保険料軽減繰出金に対する県費の財源として12万3,000円の増額補正でございます。

同款、3項 委託金、1目 総務費委託金につきましては、総務費の歳出補正の住民税法人分課税還付金の財源として84万5,000円の増額補正。

16款 財産収入、2項 財産売払収入、2目 不動産売払収入につきましては、大和川河川改修遊水地整備事業における土地売払収入について52万3,000円の増額補正でございます。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 基金繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金3,654万2,000円の減額補正でございます。

19款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金につきましては、令和5年度の決算確定により4億3,220万6,000円の増額補正でございます。

次の12ページ、13ページをお願いします。20款 諸収入、3項 雑入、1目 雑入につきましては、消防団員退職報償金受入収入で20万円の増額補正。

最後に、21款、地方債に係る補正として、臨時財政対策債が116万9,000円の減額、総務債が270万円の増額、民生債が340万円の増額、衛生債が1,190万円の増額、教育債が120万円の増額となります。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第5号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）を、別紙のとおり提出する。

令和6年9月3日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第5号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）

令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億7,756万2,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４５億６，８２５万円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

令和６年９月３日提出、安堵町長 西本安博。

２ページをお願いいたします。

議長（森田 瞳） ２ページ、３ページの、この内容よりも第２表の地方債補正の限度額を説明してください。

総合政策課長（増田篤人） はい。では、２ページ、３ページの歳入歳出補正につきまして、別紙のとおりでございます。

４ページ、地方債補正につきましては、限度額を臨時財政対策で６４０万円を５２３万１，０００円に、１１６万９，０００円の減額。

脱炭素化推進事業で１，０６０万円を１，１３０万円に７０万円の増額、公共施設等適正管理推進事業で７，５１０万円を８，１７０万円に６６０万円の増額。山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金事業で５億６９０万円を５億１，８８０万円に１，１９０万円の増額で、それぞれ変更を行います。

地方債補正の合計は補正前の額５億９，９００万円、補正後の額が６億１，７０３万１，０００円、変更額は１，８０３万１，０００円となります。

次のページ以降の事項別明細につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第11 議案第6号「令和6年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第1号)について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

健康福祉推進室課長(井上育久) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。井上健康福祉推進室課長。

(井上健康福祉推進室課長 登壇)

健康福祉推進室課長(井上育久) 改めまして、おはようございます。健康福祉推進室 井上でございます。よろしくお願いいたします。議案第6号「令和6年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第1号)について」、それでは説明させていただきます。

本補正につきましては、令和5年度決算において、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金の実績精算で、各項目ごとに精査した結果、歳出として2

80万1,000円の超過交付が生じ、令和6年度で返還するための増額補正と、歳入として2,192万1,000円の追加交付が生じたため、歳入の財源更正を行うための補正でございます。

それでは詳細につきまして、補正予算書により説明させていただきます。補正予算書9ページをお願いいたします。

歳出の部。4款 基金積立金、1項 基金積立金、1目 介護給付費準備基金積立金で1,912万円の増額補正です。

6款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、3目 償還金で280万1,000円の増額補正です。

この財源といたしまして、2ページ戻っていただきまして7ページをお願いいたします。

歳入の部。3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 介護給付費負担金で718万2,000円の増額補正です。

4款 支払基金交付金、1項 支払基金交付金、2目 地域支援事業交付金で11万2,000円の増額補正です。

5款 県支出金、1項 県負担金、1目 介護給付費負担金で1,425万9,000円の増額補正です。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、4目 低所得者保険料軽減繰入金で36万8,000円の増額補正です。

以上でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第6号 令和6年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

令和6年9月3日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第6号 令和6年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）

令和6年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,192万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億262万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出、安堵町長 西本安博

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部。3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、補正前の額は1億4,850万5,000円、補正額は718万2,000円、計1億5,568万7,000円。

4款 支払基金交付金、1項 支払基金交付金、補正前の額は2億2,569万円、補正額11万2,000円、計2億2,580万2,000円。

5款 県支出金、1項 県負担金、補正前の額は1億1,616万8,000円、補正額1,425万9,000円、計1億3,042万7,000円。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、補正前の額は1億3,427万8,000円、補正額36万8,000円、計1億3,464万6,000円。

歳入合計。補正前の額は8億8,070万円、補正額2,192万1,000円、計9億262万1,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

4款 積金積立金、1項 基金積立金、補正前の額は1万1,000円、補正額1,912万円、計1,913万1,000円。

6款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、補正前の額は43万円、補正額は280万1,000円、計323万1,000円。

歳出合計。補正前の額は8億8,070万円、補正額2,192万1,000円、計9億262万1,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 只今、11時20分です。

11時30分まで、暫時休憩いたします。

休 憩(午前11時20分)

再 開(午前11時30分)

議長(森田 瞳) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１２ 議案第７号「令和６年度奈良県共同調達したパソコン等の購入契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第７号「令和６年度奈良県共同調達したパソコン等の購入契約の締結について」

奈良県と共同調達した職員用パソコン等１８台の購入契約について、調達時点での予定価格が７００万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により本契約を締結するため、本議会に上程するものでございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第７号「令和６年度奈良県共同調達したパソコン等の購入契約の締結について」

令和６年度奈良県共同調達したパソコン等の購入契約の締結について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年安堵村条例第２号）第３条の規定に基づき、議会の議決を求める。
令和６年９月３日 提出、安堵町長 西本安博。

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| １．契約の目的 | パソコン等備品購入（１８台） |
| ２．契約の方法 | 一般競争入札 |
| ３．契約の金額 | ４７４万５，１３６円（うち消費税４３万１，３７６円）
でございます。 |
| ４．契約の相手方 | 株式会社大崎コンピュータエンジニアリング
大阪支店 支店長 河津良太 |
| ５．予定価格 | ７８５万９，６３０円（税込）
でございます。 |

以上でございます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第 7 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 13 議案第 8 号「町道路線の廃止について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田事業課長。

（池田事業課長 登壇）

事業課長（池田佳永） 改めましておはようございます。事業課の池田です。よろしくお願いいたします。それでは議案第8号「町道路線の廃止について」を説明させていただきます。

本件につきましては、旧町環境美化センターの連絡通路として町道認定しておりましたが、ごみ中継施設建築工事を進めております、まほろば衛生組合の整備計画が整いましたので、不要となった当該路線を廃止するものでございます。

議案書の2ページ目をお願いいたします。

廃止する路線の路線番号といたしましては213、路線名 笠目30号線、起点が笠目字川迎338、終点が笠目字川迎330、幅員ですけれども、最小3.4メートル、最大7.6メートル、延長が114.6メートルでございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第8号 町道路線の廃止について

町道路線を別紙のとおり廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出、安堵町長 西本安博。

以上でございます。

御審議の上、御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） はい。これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です。お座りください。

議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第14 議案第9号「奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長(吉田彰宏) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。吉田住民課長。

(吉田住民課長 登壇)

住民課長(吉田彰宏) 住民課の吉田です。よろしくお願いします。それでは、議案第9号「奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について」を説明させていただきます。

本件につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合の処理する事務に関しては、奈良県後期高齢者医療広域連合規約で定められており、その中で市町村において処理する事務として、被保険者証の引き渡しや返還の受付等が規定されております。

今回、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、現行の被保険者証が本年、令和6年12月2日に廃止されることから、被保険者証の文言を削除する等の規約変更を奈良県後期高齢者医療広域連合が行うにあたりまして、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、奈良県内の構成市町村の協議を求めるものでございます。

なお、施行日につきましては、令和6年12月2日とさせていただきます。

詳細につきましては、議案書2ページの新旧対照表をお願いいたします。

現行、右側ですけれども、別表第１「被保険者証及び資格証明書」を左側の改正案として「資格確認書等」に文言を改めます。

以上です。

それでは、戻っていただきまして議案書を朗読させていただきます。

議案第９号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９１条の３第１項の規定により、奈良県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年３月１０日奈良県指令市町村第１１１８号）を次のとおり変更したいので、同法第２９１条の１の規定により議会の議決を求める。

令和６年９月３日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

以上です。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第９号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第15 議案第10号「奈良広域水質検査センター組合規約の変更について」から、日程第17 議案第12号「奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について」までの3議案を一括議題とします。

一括して、提案理由の説明を求めます。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田事業課長。

（池田事業課長 登壇）

事業課長（池田佳永） 改めまして、事業課の池田です。よろしくお願いいたします。それでは議案第10号、第11号、第12号は奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う規約の変更、解散及びそれに伴う財産処分となるため一括して説明させていただきます。

本件は平成5年12月の水道法に基づく水質基準の改正により、水道検査業務の共同処理を行うために平成7年4月1日に「奈良広域水質検査センター組合」が設立され、水質検査を実施されてきましたが、国の水道事業広域化方針にのっとり、県内24団体の水道事業及び用水供給事業を統合し、「奈良県広域水道企業団」が令和6年11月に設立予定に伴い、参加のない団体の水道の水質検査も同企業団内で実施することを確認されたので、同企業団水道事業の開始により、同センター組合を解散することとなり、また事業の承継が必要なため上程するものでございます。

議案の第10号については、奈良広域水質検査センター組合規約を変更する規約の一部を変更する規約及び奈良広域水質検査センターの変更部分でございます。議会の議決を求めるものでございます。

議案第11号、奈良広域水質検査センター組合の解散に関する協議書の提出及び奈

良広域水質検査センター組合の議決を求めるものでございます。

議案第１２号、奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分に関する協議書の、議会の議決を求めるものでございます。

この３議案の主な内容といたしまして、先ほど説明させていただきましたとおり、解散、規約の変更等、事務の承継が必要なため、各企業団設立とともに、それに参加を行う、もしくは、それと今後の検査センターの業務を継承することによることのための議決を求めるものでございます。

それでは、それぞれの議案書を朗読いたします。

議案第１０号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

地方自治法第２８６条第１項の規定により奈良広域水質検査センター組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第２９０条の規定により、議会の議決を求める。

令和６年９月３日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、

議案第１１号 奈良広域水質検査センター組合の解散について

地方自治法第２８８条の規定により関係地方公共団体の協議により令和７年３月３１日をもって奈良広域水質検査センター組合を解散することについて、同法第２９０条の規定により議会の議決を求める。

令和６年９月３日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、

議案第１２号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法第２８９条の規定により奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり関係地方公共団体の協議のうえ定めることについて、同法第２９０条の規定により議会の議決を求める。

令和６年９月３日提出、安堵町長 西本安博。

各議案の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、一括して質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論及び採決を行います。

はじめに、議案第１０号「奈良広域水質検査センター組合規約の変更について」討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第１０号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

議案第１０号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次に、議案第１１号「奈良広域水質検査センター組合の解散について」討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第１１号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

議案第１１号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次に、議案第１２号「奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について」討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第１２号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

議案第１２号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第１８ 議案第１３号「奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田事業課長。

（池田事業課長 登壇）

事業課長（池田佳永） 事業課長の池田です。よろしくお願いいたします。議案第13号「奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について」を御説明させていただきます。

水需要の減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化に伴う更新需要の増加、職員の減少による技術力の低下など、水道事業が直面する課題に対し、連携して広域で水道の老朽化対策を通じて基盤強化を図ることにより、住民に対し安全で安心な水道水を将来に渡って持続的に供給することを統合の目的とし、県内24団体の水道事業及び用水供給事業を統合し、「奈良県広域水道企業団」が令和6年11月に設立予定のため、参加団体各議会の議決を求めるものでございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第13号 奈良県広域水道企業団設立に関する協議について

地方自治法第284条第2項の規定により、奈良県広域水道企業団を設立することについて、次の規定により関係地方公共団体と協議したいので、同法第290条の規定により議決を求める。

令和6年9月3日提出、安堵町長 西本安博。

規約 奈良県広域水道企業団規約

関係地方公共団体 奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町

議案の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） はい。これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番（上林勝美） はい。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 1 点だけ説明を求めます。この奈良県広域水道企業団の設立によって、多くの団体が参加して広域で維持管理していくということですが、安堵町としては、水道料金については変更が見込まれるのかどうか。その点 1 点だけお願い申し上げます。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。事業課長。

事業課長（池田佳永） 自席より失礼いたします。水道料金でございますが、安堵町といたしましても料金の方は低下いたします。

そういった形で今後また詳細な資料、必要であれば提出させてもらいたいと思います。

以上でございます。

6 番（上林勝美） はい。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） ちょっと聞こえづらかったんですが、変更あり得るということですか。

事業課長（池田佳永） 現行の安堵町の料金ですね、それよりも、この企業団に参加することによって料金は下がります。

6 番（上林勝美） 低下ということですか。

事業課長（池田佳永） 低下します。

6 番（上林勝美） どれぐらい下がるんでしょうか。

事業課長（池田佳永） すいません今ちょっと手元に資料を持ってきてませんでしたので、
また後日、御報告したいと思います。
以上です。

6 番（上林勝美） ありがとうございます。

議長（森田 瞳） それはもう上林議員に直接、御報告ください。

事業課長（池田佳永） はい。わかりました。

議長（森田 瞳） そういうことで。
他に、質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。
これより、討論を行います。
討論は、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。
これより、議案第 13 号を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。
議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第１９ 認定第１号「令和５年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第２４ 認定第６号「令和５年度安堵町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの６議案を一括議題とすることに、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 一括して、提案理由の説明を求めます。

会計管理者職務代理（西田淳二） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。西田会計管理者職務代理。

（西田会計管理者職務代理 登壇）

会計管理者職務代理（西田淳二） 改めまして、おはようございます。会計室の西田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは認定第１号から第６号、令和５年度安堵町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算及び下水道事業会計決算並びに下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、一括して御説明いたします。

本年５月末日の出納閉鎖後、令和５年度決算処理を行い、７月２２日から２５日までの３日間で監査委員による決算審査を経まして、本９月議会定例会において認定をお願いすべく上程するものでございます。

それでは、認定第１号から第６号までの議案書を朗読いたします。

認定第１号～第４号 令和５年度安堵町歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定に基づき、令和５年度安堵町歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会に提出し、認定を求める。

Ⅰ 令和５年度安堵町歳入歳出決算の認定について

認定第１号 一般会計歳入歳出決算

認定第２号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第３号 介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算

認定第４号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2 令和5年度安堵町各種会計別決算総括表、款別決算額比較表、決算書、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、財産に関する調書

3 監査委員審査意見書

4 主要な施策の成果の説明書

令和6年9月3日提出、安堵町長 西本安博。

決算書2ページをお願いいたします。

令和5年度 安堵町会計別決算総括表の一般会計予算額42億8,791万5,816円に対しまして、歳入総額は42億2,279万9,953円、歳出総額は37億7,829万6,195円となり、歳入歳出差引額は4億4,450万3,758円となりました。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源の、繰越明許費繰越額1,229万7,200円を控除しました実質収支額は4億3,220万6,558円となり、翌年度へ繰り越しました。

歳入につきまして、前年に比べ1億1,444万6,955円の増額となりました。

歳出につきまして、前年に比べ6,167万3,985円の増額となりました。

次に、各特別会計決算でございます。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、予算額10億4,472万1,000円に対しまして、歳入総額は9億761万2,107円、歳出総額は8億9,946万918円となり、歳入歳出差引額は815万1,189円となり、翌年度へ繰り越しました。

次に、介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算につきまして、予算額8億8,346万2,000円に対しまして、歳入総額は8億2,685万8,513円、歳出総額は8億2,685万7,605円、歳入歳出差引額は908円となり、翌年度へ繰り越しました。

次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、予算額1億3,750万円に対しまして、歳入総額は1億2,993万3,599円、歳出総額は1億2,976万5,199円となり、歳入歳出差引額は16万8,400円となり、翌年度へ繰り越しました。

総合計につきまして、予算額63億5,359万8,816円に対しまして、歳入総合計は60億8,720万4,172円、歳出総合計は56億3,437万9,917円、歳入歳出差引残高総合計は4億5,282万4,255円となり、うち繰越明許費繰越額は1,229万7,200円、翌年度繰越額は4億4,052万7,05

5円となりました。

会計別決算総括表は、以上でございます。

次に、認定第5号「令和5年度安堵町水道事業会計決算の認定について」御説明させていただきます。

令和5年度水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

認定第5号 令和5年度安堵町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和5年度安堵町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会に提出し、認定を求める。

令和6年9月3日提出、安堵町長 西本安博。

次に、決算書の23ページ、令和5年度安堵町水道事業収益費用明細書を御覧ください。

収益的収入及び支出については、収入では、水道事業収益決算額1億6,883万4,096円、続きまして次の24ページ、支出では、水道事業費用決算額1億7,200万560円となりました。

次に、決算書の26ページを御覧ください。

資本的収入及び支出については、収入では、資本的収入決算額0円ということで収入の記載はございません。支出では、資本的支出決算額1,588万7,570円となりました。

認定第5号「令和5年度安堵町水道事業会計決算の認定について」は、以上でございます。

次に、認定第6号「令和5年度安堵町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」御説明させていただきます。

なお、令和5年度安堵町下水道事業会計決算の認定につきましても、水道事業会計と同様、地方公営企業法に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

それでは議案書を朗読いたします。

認定第6号 令和5年度安堵町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、令和5年度安堵町下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処

分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、令和5年度安堵町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会に提出し、認定を求める。

令和6年9月3日提出、安堵町長 西本安博。

議長（森田 瞳） ちょっと待ってください。

（正午のエルラド放送）

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。

会計管理者職務代理（西田淳二） 次に、決算書7ページを御覧ください。令和5年度安堵町下水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

当年度末の未処分利益剰余金が9,493万8,374円で、議会の議決による処分額、減債積立金の積立てマイナス9,000万円。処分後の残高、繰越利益剰余金が493万8,374円でございます。

続きまして、決算書の20ページお願いします。決算書の20ページ、令和5年度安堵町下水道事業収益費用明細書を御覧ください。

収益的収入及び支出については、収入では、下水道事業収益決算額3億2,276万7,531円。続きまして、次の21ページ、支出では、下水道事業費用決算額2億2,782万9,157円となりました。

続きまして、決算書の23ページ御覧ください。

令和5年度安堵町下水道事業資本的収支明細書、資本的収入及び支出については、収入では、資本的収入、決算額4,870万円、次の24ページお願いします。支出では、資本的支出、決算額1億4,788万2,544円となりました。

以上、令和5年度安堵町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計並びに下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

御審議の上、認定賜りますよう、お願いいたします。

議長（森田 瞳） 続きまして、決算審査意見を報告してください。近藤議員。

議会選出監査委員（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。どうぞ。

（近藤議会選出監査委員 登壇）

議会選出監査委員（近藤晃一） 議会選出監査委員の近藤でございます。それでは、監査委員による決算審査の結果について報告いたします。

これは、代表監査委員との合議によるものであることを最初に申し上げておきます。

はじめに、安堵町一般会計及び特別会計決算審査の結果について。

審査の対象、令和５年度安堵町一般会計歳入歳出決算、安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算、安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

審査の期日、令和６年７月２２日、２４日、２５日の３日間でございます。

審査の実施者、安堵町監査委員 植平勝彦、同じく近藤晃一。

審査の方法、審査に付された各決算書及び決算付属書類が、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係帳簿その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を実施した。

会計管理者が所管している諸帳簿及び決算に関する証拠書類等と照合し、また、関係職員から説明を聴取するとともに、定期監査及び例月現金出納検査の結果を踏まえて審査を実施した。

なお、有価証券等については令和６年７月２５日に確認を行った。

審査の結果、審査に付された一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の各計数は、関係法令に準拠して作成され、誤りのないものと認められた。

関係調書については、一部軽微な誤りの箇所があり、その都度、口頭で是正・訂正を促したので、今後は適正な処理をお願いしたい。

各基金の運用状況については、計数に誤りなく適正に運用されているものと認められた。

決算の結果、概要及び基金については、決算審査意見書２ページ以降のとおりでございます。

それでは、審査結果の意見を述べます。

審査意見。

令和５年度は「第５次安堵町総合計画」「第２期総合戦略」を実行するにあたり、各施策が展開できるよう必要な諸経費が計上され、住民生活に影響のあるものや、町の発展につながる事業及び新型コロナウイルス感染症が５類に移行され、各種イベント等も実施された。

特に、ごみ処理広域化に伴う、山辺・県北西部広域環境衛生組合への負担金、廃棄物運搬中継施設整備事業用地の購入等を行った。

令和５年度の決算は、一般会計については、歳入合計で４２億２，２７９万９，９５３円、歳出合計３７億７，８２９万６，１９５円、差引額４億４，４５０万３，７５８円で、翌年度繰越財源１，２２９万７，２００円を減じた実質収支額も４億３，２２０万６，５５８円と、黒字となっている。

一般会計の自主財源は１４億９，９５５万５，３９０円、財政構成においては３５．５％であり、前年度と比べ２．８％増であるが、依然として低率となっている。町行政活動の自主性・安定性を得るために、自主財源の増額を図るための策定が必要と思われる。

また、特別会計においても、実質収支額は黒字となっており、本町の財政は収支において健全状態にあると言える。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、事業の未実施により多額の不用額が出ている現状もあり、今後の予算編成及び執行において留意しておくべきものがあると思われる。

今後、より一層厳しい行政運営が予想される中、計画的・効率的な財政運営で、限られた財源を最大限に活用し、効果を上げるよう町民の生活向上に努めることを期待するものである。

今後の財政運営についてであります。基金残高は増加したものの、物価高騰への対応、社会保障関係経費の増大及び町内公共施設の老朽化に伴う改修等、歳出の増加が見込まれる。より一層健全な財政運営に向けた取組を進められるとともに、自主財源の拡大策を引き続き検討し、安定した収入の確保に努められたい。

今後も「第５次安堵町総合計画」「第２期総合戦略」を基に、子育て・教育・医療・生活環境などの新たな事業等が行われ、役場全体の業務量がさらに増えることが懸念される。常に業務の見直しを行い、限られた財源の中で、歳出の効率化・重点化を図り、健全な財政運営と行政改革に努められたい。

続きまして、令和５年度の安堵町水道事業会計決算審査の結果についての報告でございます。

審査の対象、令和５年度安堵町水道事業会計決算

審査期日、7月25日に実施いたしました。

審査の実施者、安堵町監査委員 植平勝彦、同じく近藤晃一。

審査の方法、審査に付された決算書類が関係法令に準拠して作成され、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳簿その他の会計帳簿及び関係書類との帳簿突合、証憑突合、決算突合等の通常実施すべき審査手続及び必要と認めたその他の審査手続を実施した。

また、関係職員から説明を聴取するとともに、定期監査及び例月現金出納検査の結果を踏まえて審査を実施した。

なお、審査にあたっては、水道事業が地方公営企業法第3条の規定に従い、合理性と能率性の発揮と公共の福祉を増進するよう運営されたかを検討するための分析も行った。

審査の結果、審査に付された令和5年度水道事業会計決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、当事業年度の経営成績及び当事業年度末の財政状況を適正に表示しているものと認められた。

決算の概要は、決算審査意見書の2ページ以降のとおりでございます。

それでは、審査結果の意見を申し述べます。

審査意見。

令和5年度決算において、営業収益が1億4,558万7,228円で、対前年度97万5円の増加。うち給水収益は1億3,353万814円で、対前年度452万5,454円減少しています。

また、営業費用は1億7,131万9,539円で、対前年度1,534万3,523円増加した。これに営業外収益2,318万971円と特別利益6万5,897円を加算し、営業外費用68万1,021円を減算した結果、当年度純損失は316万6,464円となり、前年度繰越利益剰余金7億4,799万4,393円を加えると、令和5年度の利益剰余金は7億4,482万7,929円となった。

令和5年度の決算に関し、水道事業収益は1億6,883万4,096円で、対前年度449万2,120円の増加という結果となっている。

資本的収支についても、予算内で計画的に執行できている。今後も収支について精査しつつ、水道事業運営を適切に進められたい。

次に、令和5年度の安堵町下水道事業会計決算審査の結果について報告いたします。

審査の対象は、令和5年度安堵町下水道事業会計決算でございます。

審査の期日は、7月の25日に実施いたしました。

審査の実施者は、安堵町監査委員 植平勝彦、同じく近藤晃一。

審査の方法、審査に付された決算書類が関係法令に準拠して作成され、下水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳簿、その他の会計帳簿及び関係書類との帳簿突合、証憑突合、決算突合等の通常実施すべき審査手続及び必要と認めたその他の審査手続を実施した。

また、関係職員から説明を聴取するとともに、定期監査及び例月現金出納検査の結果を踏まえて審査を実施した。

なお、審査にあたっては、下水道事業が地方公営企業法第3条の規定に従い、合理性と能率性の発揮と公共の福祉を増進するよう運営されたかどうかを検討するための分析も行った。

審査の結果、審査に付された令和5年度下水道事業会計決算書書類は、関係法令に準拠して作成されており、当事業年度の経営成績及び当事業年度末の財政状況を適正に表示しているものと認められた。

決算の概要は、決算審査意見書の2ページ以降のとおりでございます。

それでは、審査結果の意見を申し述べます。

審査意見。

収益的収支については、収入では営業利益が7,010万8,972円となり、下水道料金収入については6,591万4,972円で、その他営業収益を合わせた事業収益は3億2,276万7,531円である。

また、事業費用は人件費、委託費、負担金、企業債利息等の経費で2億2,782万9,157円となる。収支差し引きすると9,493万8,374円の当年度純利益となる。

資本的収支についても、予算内で計画的に執行できている。今後も収支について精査しつつ、下水道事業運営を適切に進められたい。

以上でございます。

議長（森田 瞳） これより、一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

認定第1号につきましては私、議長と監査委員である近藤議員を除く7名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、議長と監査委員を除く7名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

次に、認定第2号から認定第6号までの5議案についても、議長と監査委員である近藤議員を除く7名の委員で構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第6号までの5議案については、議長と監査委員を除く7名の委員で構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

只今から、設置されました各決算審査特別委員会の正副委員長の互選を行いますので、約10分暫時休憩をいたします。

結果が出次第再開いたしたいと思いますので、御承知おきください。暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 0時18分)

再 開 (午後 0時22分)

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど設置されました各決算審査特別委員会の正副委員長を申し上げます。

一般会計決算審査特別委員会 委員長 森田裕康議員、副委員長 福井保夫議員。

特別会計等決算審査特別委員会 委員長 浅野勉議員、副委員長 上林勝美議員。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第25 報告第2号「令和5年度決算に係る健全化判断比率報告書について」及び日程第26 報告第3号「令和5年度決算に係る資金不足比率報告書について」を一括議題といたします。

一括して、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。それでは報告第2号「令和5年度決算に係る健全化判断比率報告書について」でございます。

議案書を朗読いたします。

報告第2号 令和5年度決算に係る健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和5年度の健全化判断比率を次のとおり報告します。

実質赤字比率、連結実質赤字比率については黒字であったため該当はありません。

また、実質公債費比率、将来負担比率については、早期健全化基準を下回っており、該当はありません。

令和6年9月3日報告、安堵町長 西本安博。

以上、報告でございます。

続きまして、報告第3号「令和5年度決算に係る資金不足比率報告書」でございます。

報告第3号 令和5年度決算に係る資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度の資金不足比率を次のとおり報告します。

令和5年度水道事業会計及び下水道事業会計の決算の結果、いずれの会計ともに資金不足は生じていないため、資金不足比率は該当しません。

令和6年9月3日報告、安堵町長 西本安博。

以上、報告でございます。よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） はい。続きまして、審査結果について報告を求めます。

議会選出監査委員（近藤晃一） はい。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

（近藤議会選出監査委員 登壇）

議会選出監査委員（近藤晃一） それでは、監査委員2名を代表いたしまして、令和5年度決算に係る財政健全化判断比率の審査結果及び資金不足比率の審査結果について、一括して報告をいたします。代表監査委員との合議によるものでございます。

はじめに、財政健全化判断比率です。

審査の対象、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき算定された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を対象といたしました。

審査の期日は、7月25日。

審査の実施者は、安堵町監査委員 植平勝彦、同じく近藤晃一。

審査の方法、審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを主眼において実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、健全化判断比率を算定するための算定様式の記載事項について、関係部局が作成した算定根拠資料、関係証拠書類等との照合、確認を行った。

さらに、算定手続等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取を実施した。

審査の結果、審査に付された令和５年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認められた。

各比率は、意見書２ページ以降に掲載しているとおりであります。

それでは、審査結果意見を申し述べます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字比率には該当しない。実質公債費比率及び将来負担比率については健全と言える。

よって、特に是正改善を要する、指摘すべき事項はない。

次に、資金不足比率についてでございます。

審査の対象、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類。

期日は、７月の２５日です。

審査の実施者、安堵町監査委員 植平勝彦、同じく近藤晃一。

審査の方法、審査に付された令和５年度決算に基づく資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを主眼において実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、資金不足比率を算定するための算定様式の記載事項について、関係部局が作成した算定根拠書類、関係証書類等との突合確認を行った。

さらに、算定手続等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取を実施した。

審査の結果、審査に付された令和５年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認められた。

比率は、意見書２ページ以降に掲載しているとおりであります。

それでは、審査結果意見を述べます。

令和５年度の水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足は生じていないため、資金不足比率には該当しない。

よって、特に是正改善を要する、指摘すべき事項はなかった。

以上でございます。

議長（森田 瞳） はい。これより、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これで、報告第2号及び報告第3号を終結します。

議長（森田 瞳） 以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

次の本会議は、9月4日午前10時開会です。

一般質問を予定しております。

本日は、これで散会いたします。

散 会

午後 0時30分
